

株主各位

2018年3月期定時株主総会招集通知に際しての
インターネット開示情報

2018年6月4日
SCSK株式会社

業務の適正を確保するための体制及びその運用状況に関する事項

業務の適正を確保するための体制等の決議の内容

当社は、当社の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他当社の業務並びに当社及び子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要な体制（以下「内部統制システム」といいます。）に関する基本方針並びに体制整備に必要な事項について次のとおり決議いたしております。

なお、当社は、現状の内部統制システムを確認すると同時に、継続的な見直しによって、その時々々の要請に合致した、優れた内部統制システムの構築を図っております。

(1) 当社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制について

- ・ 監査等委員会設置会社としての当社における内部統制システムの整備に関する方針を定めるとともに取締役及び使用人の法令等遵守の徹底に努めております。
- ・ 当社は、取締役会の監督機能の維持・向上のため、社外取締役を継続して選任しております。
- ・ 当社は、取締役会及び取締役の監督機能を強化するため、執行役員制度を採用するとともに、独立した社外取締役が取締役会議長を務めることにより、取締役会及び取締役による監督機能と執行役員による業務執行機能とを分離しております。
- ・ 当社は、経営の透明性・公正性の向上のために、取締役会等の諮問機関としてガバナンス委員会を設置しております。
- ・ 内部統制システムが有効に機能しているかを確認し、その実行状況を監視するための内部監査体制として会長執行役員（以下「会長」といいます。）・社長執行役員（以下「社長」といいます。）直属の内部監査部を、また、内部統制システムの強化を推進し、その運用を支援するための体制としてリスク管理部を配置しております。
- ・ 法令等の遵守に関する規程を含む社内規則を定め、取締役及び使用人に行動規範を明示するとともに、コンプライアンス委員会を設置し、また、「コンプライアンスマニュアル」を作成し、社内各層に周知することにより、法令等遵守の徹底を図っております。
- ・ 法令等の遵守体制強化の一環として、内部通報制度を導入し、取締役及び使用人が、コンプライアンス委員長、監査等委員会及び顧問弁護士にコンプライアンス上の情報を直接、連絡できるルートを確保しております。なお、当該通報をしたこと自体による不利益な取扱いの禁止等通報者の保護を徹底することを定めております。

(2) 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制について

- ・ 取締役会その他の重要な会議の意思決定に係る情報及び稟議書等、その職務執行に係る情報の保存及び管理については、文書管理規程等の社内規則を定めて、情報の適切な記録管理体制を整備しております。

(3) 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制について

- ・ 当社の事業に関連して想定可能なリスクを認識、評価する仕組みを定め、関連部署においてリスクを予防するための規則、ガイドライン等の制定、管理、運用、監視等の実施により個別リスクに対応する仕組みを構築しております。
- ・ 会社に重大な影響を及ぼす恐れのある不測の事態の発生に備え、緊急事態対応規程を定め、適切かつ迅速に対応する体制整備を図っております。
- ・ 情報セキュリティ管理及び個人情報保護に係る関連規程を制定し、当社の事業活動における機密情報及び個人情報等の情報資産の管理徹底と適切な保護を行い、また、研修及び啓発の実施等を通じて、その重要性及び取扱方法の浸透・徹底を図っております。

- (4) 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制について
- ・取締役のより効率的な職務の遂行を可能とするために、執行役員制度を採用し、業務執行の責任と権限を明確にしております。
 - ・経営上の重要事項に関する会長・社長の諮問機関として経営会議を、また、特定の経営課題に関する社長の諮問機関として各種委員会を設置しております。
 - ・取締役及び使用人の効率的な職務執行を可能とするための組織体制を整備するとともに、ITの整備及び利用により、経営意思決定を効率的にできる体制を整備しております。
- (5) 当社並びにその親会社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制について
- ・親会社及び子会社との緊密な連携のもと、当社は、企業集団における業務の適正を確保するための体制の構築に努めております。
 - ・当社は、「経営理念・行動指針」を定め、経営理念の共有を図るとともに、子会社管理規程に基づいて、子会社の業務執行の重要事項は、当社の決裁事項又は当社への報告事項としております。
 - ・当社は、上記の決裁・報告体制を通じて、グループ全体の経営状況を把握し、業務の適正の確保、リスク管理を徹底しております。
 - ・当社は、子会社の自主性を尊重し、事業内容・規模を考慮しつつ、コーポレート部門の業務を適切に支援し、子会社の取締役等が効率的に職務執行できる体制を構築しております。
 - ・子会社においても、当該会社自身のコンプライアンス委員会の設置等、当社と同様に法令等を遵守するための体制を整えるよう指導しております。
 - ・当社のコンプライアンス委員会では、子会社を含むグループ全体のコンプライアンスに関する事項を審議し、また、内部通報制度においては、子会社の取締役、監査役及び使用人からも直接に通報が行える等、子会社との連携を図り、グループ一体の運営を行っております。
- (6) 当社の監査等委員会がその職務を補助すべき取締役及び使用人を置くことを求めた場合における当該取締役及び使用人に関する事項について
- ・監査等委員会の職務を補佐するため監査業務部を設置し、使用人（以下「監査等委員会スタッフ」といいます。）を配置しております。
- (7) 第6項の取締役及び使用人の他の監査等委員でない取締役からの独立性に関する事項について
- ・監査業務部は監査等委員でない取締役から独立した組織としております。
 - ・監査等委員会は、監査等委員会スタッフの人事異動及び人事評価等について事前に報告を受け、必要な場合は社長に対して変更を申し入れることができるものとしております。
- (8) 第6項の取締役及び使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- ・監査等委員会スタッフは、監査等委員会の指揮命令に従い、職務を遂行しております。
- (9) 当社の監査等委員でない取締役及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制について
- ・監査等委員である取締役（以下「監査等委員」といいます。）は、経営会議その他の重要な会議に出席しております。
 - ・会長・社長を含む主要な監査等委員でない取締役及び使用人は、監査等委員と定期的に会合を行い、監査等委員会との意思疎通を図っております。
 - ・職務権限規程に基づく決裁・報告事項のうち、重要な事項は、監査等委員を経由して監査等委員会にも報告される他、必要に応じ、監査等委員でない取締役及び使用人が、法定の事項及び全社的に重大な影響を及ぼす事項について、同様に監査等委員会への報告・説明を速やかに行っております。
 - ・内部通報制度においては、監査等委員会も直接の窓口になっております。

- (10) 当社の子会社の取締役、監査役及び使用人、又はこれらの者から報告を受けた者が、監査等委員会に報告をするための体制について
- ・子会社管理規程に基づく決裁・報告事項のうち、あらかじめ定められた事項は、監査等委員を経由して監査等委員会へも報告されることになっております。
 - ・当社は、グループ共通の内部通報制度を設けており、子会社の取締役、監査役及び使用人からの通報については、当社の監査等委員会も直接の窓口になっております。
- (11) 第9項又は第10項の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制について
- ・当社及び子会社のコンプライアンス規程において、前項の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことが明記されております。
- (12) 当社の監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針について
- ・当社は、監査等委員がその職務の執行について生ずる費用の前払又は支出した費用等の償還、負担した債務の弁済を請求したときは、その費用等が監査等委員の職務の執行について生じたものでないことを証明できる場合を除き、これに応じるものとします。
- (13) その他当社の監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制について
- ・子会社の監査等委員でない取締役は、当社の監査等委員会が、その職務を適切に遂行するため、当社及び子会社の監査等委員又は監査役との意思疎通、情報の収集・交換を図っております。
 - ・当社の監査等委員でない取締役及び使用人は、監査等委員会が制定した監査等委員会規程に基づく監査活動が、実効的に行われることに協力しております。
 - ・内部監査部は、内部監査の計画及び結果について適時に監査等委員に報告する等、効率的な監査等委員会の監査に資するよう、監査等委員会と緊密な連携を保っております。
- (14) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況について
- ・市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力・団体とは一切の関係を持たないとする「反社会的勢力・団体との関係不保持」を基本方針として定めております。
 - ・当社のコンプライアンスについて規定したコンプライアンスマニュアルにおいて、コンプライアンスに関する具体的な規範の一つとして反社会的勢力・団体との関係不保持を定めております。
 - ・反社会的勢力への対応につきましては、顧問弁護士及び所轄警察署と緊密な連携の下、迅速に対応できる環境を整えており、また反社会的勢力に関する動向の把握に努めております。
 - ・当社所定の標準契約書式に反社会的勢力排除条項を盛り込み、反社会的勢力の不当要求防止に関する社内研修を実施する等反社会的勢力排除に取り組んでおります。

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社の内部統制システムの運用状況の概要は次のとおりであります。

(1) ガバナンス・コンプライアンス体制

当社は、独立した社外取締役が取締役会議長を務めるとともに、取締役会等の諮問機関であるガバナンス委員会を適宜開催し、取締役会等に答申しております。

内部統制システムについて、会長執行役員・社長執行役員直属の内部監査部にて有効性確認・実行情況監視を行い、リスク管理部にて強化推進・運用支援を行っております。

コンプライアンスに関する規程・マニュアルを定め、定期的にコンプライアンス委員会を開催しております。また、役職員への継続的な研修を実施するとともに、経営幹部からのメッセージ発信等にてコンプライアンス意識の向上を図っております。

内部通報制度については、連絡窓口を記載したカードを役職員に配布し、継続的に周知を図ることによって有効に機能するよう努めております。

(2) 情報保存・管理体制

当社は、文書管理に関する規程を定め、各文書について文書種別に応じた期間にわたって保存しております。

(3) リスク管理体制

当社は、リスク管理に関する規程を定め、継続的にリスクを認識・評価するとともに、個別リスクについては所管部署による具体的な対応に取り組んでおります。

また、当社に重大な影響を及ぼす恐れのある不測の事態の発生に備えるために、緊急事態発生時の対応に関する規程を定めております。特に地震等の重大な災害に対しては、発災時の初動対応マニュアルを役職員に配布し、定期的な防災訓練を実施する等、継続的に取り組んでおります。

情報セキュリティ・個人情報管理に関しても、随時規程を整備するとともに継続的な研修等を実施することによって、重要性の浸透・徹底を図っております。

(4) 取締役の効率的な職務執行体制

当社は、執行役員制度を採用して監督機能と業務執行機能を分離し、会長執行役員・社長執行役員の諮問機関として経営会議や各種委員会を運営しております。また、各種決裁は、職務権限に関する規程に定められた基準に基づき、ワークフローシステムによって実施する仕組みとすることで、効率的な意思決定・職務執行を推進しております。

(5) 子会社管理体制

当社は、子会社管理に関する規程を定め、子会社毎の主管部署を定め、各社から当社への報告・決裁の制度を含めた管理体制を構築・運用しております。また、各社への取締役・監査役派遣、各社経営層との会議体運営、各社役職員への当社経営理念・行動指針記載カードの配布、当社の監査等委員会・内部監査部による監査、各社監査機能との情報連携、各社を含めた内部通報制度の運用等によって、企業集団として適正な業務体制の強化・運用に努めております。

(6) 監査体制

当社の監査等委員は、監査等委員会が制定した規程及び計画に基づいて経営会議等の重要な会議へ出席するとともに、経営幹部を含んだ役職員との面談を実施しております。また、監査等委員会配下に監査等委員会スタッフを擁する監査業務部を設置し、監査等委員の業務を補佐しております。また、監査等委員会スタッフの異動等は監査等委員会に報告されており、監査等委員でない取締役からの独立性を担保しております。内部監査部とは定例会を開催し、効率的な監査が実施できるよう連携しております。

(7) 反社会的勢力排除体制

当社は、「反社会的勢力・団体との関係不保持」の基本方針を定め、取引先の適格性審査や反社会的勢力の情報収集、社内研修等を通して、反社会的勢力・団体とは一切の関係を持たないよう取り組んでおります。

(注) 上記は2018年3月31日時点での体制及びその運用状況を記載しております。2018年4月1日からの組織再編に伴う運用状況については、2019年3月期における事業報告にて報告致します。

連結株主資本等変動計算書 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	21,152	3,047	151,722	△8,425	167,497
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△9,883		△9,883
親会社株主に帰属する当期純利益			32,488		32,488
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動		1			1
自己株式の取得				△22	△22
自己株式の処分		△5		20	15
自己株式の消却		△7,708		7,708	—
利益剰余金から資本剰余金への振替		5,965	△5,965		—
持分法適用会社に対する持分変動に伴う自己株式の増減				7	7
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)					—
連結会計年度中の変動額合計	—	△1,747	16,640	7,714	22,607
当期末残高	21,152	1,299	168,363	△711	190,104

	その他の包括利益累計額					新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	為替換算 調整勘定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括 利益累計額合計			
当期首残高	2,308	△5	△73	△2,829	△599	70	6,706	173,674
連結会計年度中の変動額								
剰余金の配当					—			△9,883
親会社株主に帰属する当期純利益					—			32,488
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動					—			1
自己株式の取得					—			△22
自己株式の処分					—			15
自己株式の消却					—			—
利益剰余金から資本剰余金への振替					—			—
持分法適用会社に対する持分変動に伴う自己株式の増減					—			7
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	△34	△0	△80	△175	△291	△12	622	319
連結会計年度中の変動額合計	△34	△0	△80	△175	△291	△12	622	22,926
当期末残高	2,274	△5	△154	△3,004	△890	57	7,329	196,600

(備考) 百万円単位の記載金額は、表示単位未満切り捨てにより表示しております。

連結注記表

I. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社数 19社

SCSK九州(株)	SCSK北海道(株)
SCSK USA Inc.	SCSK Europe Ltd.
思誠思凱情報システム（上海）有限公司	SCSK Asia Pacific Pte.Ltd.
(株)JIEC	Winテクノロジー(株)
SCSKサービスウェア(株)	(株)ベリサーブ
SCSKプレッシュェンド(株)	(株)アライドエンジニアリング
(株)CSIソリューションズ	SCSKニアショアシステムズ(株)
ヴィーイー・リナックス・システムズ・ジャパン(株)	SCSKシステムマネジメント(株)
SDC(株)	他投資事業組合1社及び匿名組合1社

第3四半期連結会計期間より、(株)クオカードについては、保有する全株式を譲渡したことにより、連結の範囲から除外しております。

(2) 主要な非連結子会社の名称等

(株)Sk e e d	(株)ベリサーブ沖縄テストセンター
東京グリーンシステムズ(株)	

非連結子会社は、小規模であり合計の総資産、売上高、持分に見合う当期純損益及び利益剰余金等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した非連結子会社数 1社

(株)ベリサーブ沖縄テストセンター

(2) 持分法を適用した関連会社数 2社

(株)アルゴグラフィックス	(株)Asian Frontier
---------------	-------------------

持分法を適用していない非連結子会社（(株)Sk e e d及び東京グリーンシステムズ(株)）は、当期純損益及び利益剰余金等に及ぼす影響額が軽微であり、かつ全体としても重要性が低いため、持分法の適用範囲から除外しております。

第3四半期連結会計期間より、(株)Asian Frontierの株式を取得し、持分法の適用範囲に含めております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

SCSK Europe Ltd.、思誠思凱情報システム（上海）有限公司、SCSK Asia Pacific Pte.Ltd.及び投資事業組合1社の決算日は12月31日であります。当連結会計年度の連結計算書類の作成に当たっては、2017年1月1日から2017年12月31日の計算書類を基礎としております。また、同決算日と連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

- 満期保有目的の債券 ……償却原価法（定額法）
- 子会社株式及び関連会社株式 ……非連結子会社株式については、移動平均法による原価法
- その他有価証券
- 時価のあるもの ……連結決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております）
- 時価のないもの ……移動平均法による原価法
- なお、投資事業組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な決算書等を基礎として持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

② たな卸資産

- 商品 ……主として個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定しております）
- 仕掛品 ……個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定しております）

③ デリバティブ取引 ……時価法

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

- （リース資産を除く） ……主として定額法を採用しております。

② 無形固定資産

（リース資産を除く）

- 市場販売目的のソフトウェア ……見込販売収益に基づく償却額と残存有効期間（3年以内）に基づく均等配分額とを比較し、いずれか大きい額を計上しております。
- 自社利用のソフトウェア ……社内における利用可能期間（5年以内）に基づく定額法を採用しております。
- その他の無形固定資産 ……定額法を採用しております。

③ リース資産

- 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 ……リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

④ 長期前払費用

- ……定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金 ……債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- ② 賞与引当金 ……従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。
- ③ 役員賞与引当金 ……役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。
- ④ 工事損失引当金 ……当連結会計年度末において、損失の発生が見込まれる工事契約について将来の損失に備えるため、その損失見込額を計上しております。
- ⑤ 役員退職慰労引当金 ……当社及び一部の連結子会社において、役員の退職慰労金の支出に備えるため、役員退職慰労引当金制度の廃止に伴う打切り支給額のうち、将来の支給見込額を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

- ① 退職給付見込額の期間帰属方法
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
- ② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法
数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年～13年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の日連結会計年度より費用処理しております。
過去勤務費用については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（1年～12年）による定額法により費用処理しております。
未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

(5) 繰延資産の処理方法

- 社債発行費 ……支出時に全額費用として処理しております。

(6) 重要なヘッジ会計の方法

- ① ヘッジ会計の方法 ……繰延ヘッジ処理によっております。ただし、為替予約等が付されている外貨建金銭債権債務等については、振当処理を行っております。
- ② ヘッジ手段とヘッジ対象 ……ヘッジ手段 為替予約取引
ヘッジ対象 外貨建金銭債権債務等
- ③ ヘッジ方針 ……デリバティブ取引は実需に基づき行うこととしており、投機を目的とした取引は行わないこととしております。
- ④ ヘッジ有効性評価の方法 ……為替予約の締結時に、リスク管理方針に従って、当該外貨建による同一金額で同一期日の為替予約をそれぞれ振当てているため、その後の為替相場の変動による相関関係は完全に確保されているので、連結決算日における有効性の評価を省略しております。
- ⑤ その他 ……全てのデリバティブ取引は、国内の信用度の高い金融機関と行っており、相手先の契約不履行によるいわゆる信用リスクは低いと考えております。

(7) 完成工事高及び完成工事原価の計上基準

- ① 当連結会計年度末までの進捗部 ……工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法による）について成果の確実性が認められる契約
- ② その他の契約 ……工事完成基準

(8) プリペイドカード事業における第三者型カード発行の会計処理

第三者型カード発行の会計処理は、発行したカードの券面金額をカード預り金に計上し、使用に応じて使用金額をカード預り金から取崩しております。

また、法人税法の「発行年度ごとに区分管理する方法」に準拠し、過去の使用実績率に基づき算出した、使用されないと見込まれる金額をカード預り金から取崩し、営業外収益のカード退職益に計上しております。

(9) のれんの償却方法及び償却期間

のれんは、その効果の及ぶ期間（5年～10年）にわたり、定額法による償却としております。ただし、金額が僅少であり重要性が乏しい場合は、発生時に一括償却しております。

(10) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

(11) 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

II. 未適用の会計基準等

- ・「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 平成30年2月16日)
- ・「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号 平成30年2月16日)

(1) 概要

個別財務諸表における子会社株式等に係る将来加算一時差異の取扱いが見直され、また(分類1)に該当する企業における繰延税金資産の回収可能性に関する取扱いの明確化が行われております。

(2) 適用予定日

2019年3月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当連結計算書類の作成時において評価中であります。

- ・「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 平成30年3月30日)
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 平成30年3月30日)

(1) 概要

収益認識に関する包括的な会計基準であります。収益は、次の5つのステップを適用し認識されます。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：契約における履行義務に取引価格を配分する。

ステップ5：履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

(2) 適用予定日

2022年3月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当連結計算書類の作成時において評価中であります。

III. 連結貸借対照表に関する注記

- | | |
|--|-----------|
| 1. 有形固定資産の減価償却累計額 | 46,388百万円 |
| 2. 工事損失引当金に対応する仕掛品の金額 | |
| 損失の発生が見込まれる工事契約に係る仕掛品と工事損失引当金は相殺せずに両建てで表示しております。 | |
| 工事損失引当金に対応する仕掛品の金額 | 315百万円 |

IV. 連結損益計算書に関する注記

1. 減損損失

当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

場所	用途	種類
東京都江戸川区	データセンター	建物及び構築物
大阪府大阪市北区	データセンター	建物及び構築物、工具、器具及び備品

当社グループは原則として、事業用資産については、事業部門単位を資産グループの基礎とし、独立したキャッシュ・フローを生み出す最小単位でグルーピングを行っております。従来、ITマネジメント事業部門としてグルーピングしていた当該データセンター設備について、オフィス転用並びに閉鎖の意思決定を行いました。これらの意思決定により、除却予定となった資産について、回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として1,425百万円計上しております。その内訳は、建物及び構築物1,384百万円、工具、器具及び備品40百万円であります。なお、回収可能価額の算定に当たり、将来キャッシュ・フローに基づく使用価値を見積もった結果、現時点においてはマイナスであるため、使用価値を零として評価しております。

2. 売上原価に含まれる工事損失引当金繰入額 328百万円

V. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当連結会計年度末日における発行済株式の種類及び総数 普通株式 104,181,803株

2. 剰余金の配当に関する事項

当連結会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2017年4月28日 取締役会	普通株式	4,941百万円	47円50銭	2017年3月31日	2017年6月2日
2017年10月30日 取締役会	普通株式	4,941百万円	47円50銭	2017年9月30日	2017年12月1日

当連結会計年度の末日後に行う剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2018年4月27日 取締役会	普通株式	利益剰余金	4,941百万円	47円50銭	2018年3月31日	2018年6月5日

3. 当連結会計年度の末日における新株予約権の目的となる株式の数

- (1) 第2回新株予約権 (2007年6月27日定時株主総会及び取締役会決議分)
普通株式 2,000株
- (2) 第4回新株予約権 (2008年6月26日定時株主総会及び取締役会決議分)
普通株式 3,900株
- (3) 第6回新株予約権 (2009年6月25日定時株主総会及び取締役会決議分)
普通株式 9,400株
- (4) 第8回新株予約権 (2010年6月25日定時株主総会及び取締役会決議分)
普通株式 29,200株

VI. 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については短期的な預金及び投資有価証券に限定しております。受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、商取引規程に沿ってリスク低減を図っております。

また、投資有価証券は主に株式であり、定期的に時価等を把握しリスク低減に努めております。デリバティブ取引は財務規程に従い行っており、そのうち為替予約取引については為替予約に関する細則に基づき、実需の範囲で行うこととしております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2018年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額 (*)	時価 (*)	差額
(1) 現金及び預金	16,456	16,456	—
(2) 受取手形及び売掛金	66,665	66,665	—
(3) 預け金	83,340	83,340	—
(4) 投資有価証券			
その他有価証券	5,158	5,158	—
関係会社株式	4,630	8,164	3,534
(5) 敷金及び保証金	6,909	6,885	△23
(6) 支払手形及び買掛金	(20,013)	(20,013)	—
(7) 短期借入金	(10,000)	(10,000)	—
(8) 1年内返済予定の長期借入金	(5,000)	(5,000)	—
(9) 社債	(30,000)	(30,084)	△84
(10) デリバティブ取引	(8)	(8)	—

(*) 負債に計上されているものについては、()で示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法及び有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金並びに、(3) 預け金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 投資有価証券

投資有価証券の時価については、取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。なお、短期間で決済される一部の有価証券については、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5) 敷金及び保証金

これらのうち、契約終了までの期間が1年を超えるものについては、合理的な利率で割り引いた現在価値によっております。

(6) 支払手形及び買掛金、(7) 短期借入金並びに、(8) 1年内返済予定の長期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(9) 社債

時価については、元利金の合計額を、新規に同様の社債発行を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(10) デリバティブ取引

時価については、取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：百万円)

区分	連結貸借対照表計上額
投資有価証券	
非上場株式	409
投資事業組合等への出資	427
合計	836

上記については、市場価格がなく、かつ、将来キャッシュ・フローを見積るには過大なコストを要すると見込まれます。

したがって、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(4) 投資有価証券」には含めておりません。

Ⅶ. 企業結合等関係

事業分離（連結範囲の変更を伴う子会社株式の譲渡）

(1) 事業分離の概要

① 分離先企業の名称

㈱ティーガイア

② 分離した事業の内容

連結子会社 ㈱クオカード

事業の内容 カード(代金前払方式等)の発行・精算業務

カード及びカード関連機器の販売及び保守業務

③ 事業分離を行った主な理由

㈱クオカードは、1995年に「QUOカード」の発行を開始し、以降、全国のコンビニエンスストアや書店、ドラッグストア、ファミリーレストラン、ガソリンスタンド等で使用することが可能な汎用型のプリペイドカード事業を展開してきました。その結果、「QUOカード」は2017年9月末時点で、加盟店数5万7千店超、累計発行実績1兆円超と多くのお客様にご利用頂いております。

当社は、㈱クオカードの創業以来、長年に渡り、中核事業であるITサービス事業とクオカード事業のシナジーを追究してまいりました。しかしながら、両事業そのものの拡充に資する、大きな成果を上げるには至っておりません。こうした背景の下、当社は当社の事業ポートフォリオの集中と選択の一環として、中核事業であるITサービス事業へより一層の経営資源の集中を図るべく、㈱クオカードの株式を㈱ティーガイアへ譲渡することといたしました。

④ 事業分離日

2017年12月1日

⑤ 法的形式を含むその他取引の概要に関する事項

受取対価を現金等の財産のみとする株式譲渡

(2) 実施した会計処理の概要

① 移転損益の金額

10,706百万円

② 移転した事業に係る資産及び負債の適正な帳簿価額並びにその主な内訳

流動資産 106,132百万円

固定資産 4,549 〃

資産合計 110,682 〃

流動負債 98,817 〃

固定負債 53 〃

負債合計 98,870 〃

③ 会計処理

当該譲渡株式の連結上の帳簿価額と売却価額との差額を「投資有価証券売却益」として特別利益に計上しております。

(3) 分離した事業が含まれていた報告セグメントの名称

プリペイドカード

(4) 当連結会計年度に係る連結損益計算書に計上されている分離した事業に係る損益の概算額

売上高 2,948百万円

営業利益 222 〃

Ⅷ. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額

1,822円54銭

1株当たり当期純利益

312円95銭

(備考) 百万円単位の記載金額は、表示単位未満切り捨てにより表示しております。

株主資本等変動計算書 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本							
	資本金	資本剰余金			利益準備金	利益剰余金		利益剰余金合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計		別途積立金	繰越利益剰余金	
当期首残高	21,152	1,299	—	1,299	3,192	23,310	109,860	136,363
事業年度中の変動額								
剰余金の配当				—			△9,883	△9,883
当期純利益				—			31,960	31,960
自己株式の取得				—				—
自己株式の処分			△5	△5				—
自己株式の消却			△7,708	△7,708				—
利益剰余金から資本剰余金への振替			7,713	7,713			△7,713	△7,713
利益準備金の積立				—	795		△795	—
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額 (純額)				—				—
事業年度中の変動額合計	—	—	—	—	795	—	13,567	14,363
当期末残高	21,152	1,299	—	1,299	3,988	23,310	123,428	150,726

(単位：百万円)

	株主資本		評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計		
当期首残高	△8,000	150,815	2,200	△5	2,195	70	153,080
事業年度中の変動額							
剰余金の配当		△9,883			—		△9,883
当期純利益		31,960			—		31,960
自己株式の取得	△22	△22			—		△22
自己株式の処分	20	15			—		15
自己株式の消却	7,708	—			—		—
利益剰余金から資本剰余金への振替		—			—		—
利益準備金の積立		—			—		—
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額 (純額)		—	△19	△0	△19	△12	△32
事業年度中の変動額合計	7,706	22,070	△19	△0	△19	△12	22,037
当期末残高	△294	172,885	2,180	△5	2,175	57	175,118

(備考) 百万円単位の記載金額は、表示単位未満切り捨てにより表示しております。

個別注記表

I. 重要な会計方針に係る事項

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 満期保有目的の債券 ……償却原価法（定額法）

(2) 子会社株式及び関連会社株式 ……移動平均法による原価法

(3) その他の関係会社有価証券
時価のないもの ……移動平均法による原価法

なお、投資事業組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な決算書等を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

(4) その他有価証券

① 時価のあるもの ……決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております）

② 時価のないもの ……移動平均法による原価法

なお、投資事業組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な決算書等を基礎として持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

2. たな卸資産の評価基準及び評価方法

(1) 商品 ……個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定しております）

(2) 仕掛品 ……個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定しております）

(3) 貯蔵品 ……最終仕入原価法による原価法

3. デリバティブ取引の評価基準及び 評価方法 ……時価法

4. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産 ……定額法を採用しております。
(リース資産を除く)

- (2) 無形固定資産
(リース資産を除く)
- ① 市場販売目的のソフトウェア ……見込販売収益に基づく償却額と残存有効期間(3年以内)に基づく均等配分額とを比較し、いずれか大きい額を計上しております。
- ② 自社利用のソフトウェア ……社内における利用可能期間(5年以内)に基づく定額法を採用しております。
- ③ その他の無形固定資産 ……定額法を採用しております。
- (3) リース資産
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 ……リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。
- (4) 長期前払費用 ……定額法を採用しております。

5. 引当金の計上基準

- (1) 貸倒引当金 ……債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- (2) 賞与引当金 ……従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。
- (3) 役員賞与引当金 ……役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。
- (4) 工事損失引当金 ……当事業年度末において、損失の発生が見込まれる工事契約について将来の損失に備えるため、その損失見込額を計上しております。

- (5) 退職給付引当金 ……従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。
- ① 退職給付見込額の期間帰属方法
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
- ② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法
数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年～13年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度より費用処理しております。
過去勤務費用については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の年数（1年）により費用処理しております。
- (6) 役員退職慰労引当金 ……役員の退職慰労金の支出に備えるため、2007年6月27日開催の定時株主総会で決議された役員退職慰労金制度の廃止に伴う打ち切り支給額のうち、将来の支給見込額を計上しております。
6. 繰延資産の処理方法
社債発行費 ……支出時に全額費用として処理しております。
7. 重要なヘッジ会計の方法
- (1) ヘッジ会計の方法 ……繰延ヘッジ処理によっております。ただし、為替予約等が付されている外貨建金銭債権債務等については、振当処理を行っております。
- (2) ヘッジ手段とヘッジ対象 ……ヘッジ手段 為替予約取引
ヘッジ対象 外貨建金銭債権債務等
- (3) ヘッジ方針 ……デリバティブ取引は実需に基づき行うこととしており、投機を目的とした取引は行わないこととしております。
- (4) ヘッジ有効性評価の方法 ……為替予約の締結時に、リスク管理方針に従って、当該外貨建による同一金額で同一期日の為替予約をそれぞれ振当ているため、その後の為替相場の変動による相関関係は完全に確保されているので、決算日における有効性の評価を省略しております。
- (5) その他 ……全てのデリバティブ取引は、国内の信用度の高い金融機関と行っており、相手先の契約不履行によるいわゆる信用リスクは低いと考えております。

8. 収益及び費用の計上基準

完成工事高及び完成工事原価の計上基準

- ① 当事業年度末までの進捗部分に……工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法によって成果の確実性が認められり算定しております）
る契約
- ② その他の契約 ……工事完成基準

9. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

(2) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(3) 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

II. 貸借対照表に関する注記

- | | |
|--|-----------|
| 1. 有形固定資産の減価償却累計額 | 43,386百万円 |
| 2. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務（区分表示したものを除く） | |
| 短期金銭債権 | 85,908百万円 |
| 短期金銭債務 | 26,470百万円 |
| 長期金銭債権 | 187百万円 |
| 長期金銭債務 | 1,324百万円 |
| 3. 工事損失引当金に対応する仕掛品の金額 | |
| 損失の発生が見込まれる工事契約に係る仕掛品と工事損失引当金は相殺せずに両建てで表示しております。 | |
| 工事損失引当金に対応する仕掛品の金額 | 315百万円 |

III. 損益計算書に関する注記

1. 関係会社との取引高

営業取引による取引高

- | | |
|-----------------|-----------|
| 売上高 | 17,779百万円 |
| 仕入高等 | 25,764百万円 |
| 営業取引以外の取引による取引高 | 1,758百万円 |

- | | |
|------------------------|--------|
| 2. 売上原価に含まれる工事損失引当金繰入額 | 315百万円 |
|------------------------|--------|

IV. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末日における自己株式の種類及び株式数	普通株式	141,641株
-------------------------	------	----------

V. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)

未払事業税否認	416百万円
未払賞与否認	980百万円
会員権評価損	167百万円
退職給付引当金	118百万円
商品評価損	2百万円
減損損失	1,023百万円
貸倒引当金	43百万円
固定資産償却超過額	42百万円
投資有価証券評価損	5百万円
関係会社株式評価損	2,239百万円
資産除去債務	569百万円
繰越欠損金	40,432百万円
その他	393百万円
繰延税金資産小計	46,435百万円
評価性引当額	△29,094百万円
繰延税金資産合計	17,341百万円

(繰延税金負債)

その他有価証券評価差額金	△962百万円
資産除去債務に対応する除去費用	△297百万円
前払年金費用	△1,022百万円
その他	△143百万円
繰延税金負債合計	△2,425百万円
繰延税金資産の純額	14,915百万円

VI. 関連当事者との取引に関する注記

1. 関連当事者との取引

(1) 親会社及び主要株主（会社等に限る。）等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
親会社	住友商事(株)	東京都 中央区	219,278	総合商社	(被所有) 直接 51.1	当社が行う ソフトウェア 開発並び に情報処理 業務の大口 得意先	情報処理サ ービス並び にソフトウ ェア開発等	15,277	売掛金	2,644
							資金の寄託	1,644,200	預け金	82,000
							利息の受取	101	未収収益	1

(注) 1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等を含まず、期末残高には消費税等を含んで表示しております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

情報処理サービス並びにソフトウェア開発等については、市場価格、原価率を勘案して当社見積り価格を提示し、一案件毎に価格交渉の上、一般的取引条件と同様に決定しております。

資金の寄託による利率については、市場金利を勘案し一般的取引条件と同様に決定しております。

(2) 同一の親会社を持つ会社等及びその他の関係会社の子会社等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
同一の 親会社 を持つ 会社	(株)ティーガイ ア	東京都 渋谷区	3,154	携帯電話の 販売及び代 理店業務	なし	子会社株式 の譲渡先	子会社株式 の譲渡	22,500	—	—

(注) 1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等を含んでおりません。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

株式の譲渡については、競争入札により譲渡先を決定しております。また、譲渡価額については、独立した第三者算定機関に株式価値算定を依頼し、その評価結果の範囲内であることを確認の上、決定しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

住友商事(株) (株東京証券取引所 市場第一部、(株)名古屋証券取引所 市場第一部及び証券会員制法人福岡証券取引所に上場)

(2) 重要な関連会社の要約財務情報

該当事項はありません。

VII. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額

1,682円63銭

1株当たり当期純利益

307円21銭

(備考) 百万円単位の記載金額は、表示単位未満切り捨てにより表示しております。